

交通安全施設等個別施設計画

令和 7 年度～令和 12 年度

令和 7 年 9 月

静岡県警察本部

1 はじめに

(1) 目的

信号機をはじめとする交通安全施設は、交通の安全と円滑を図る上で極めて高い効果を発揮するものであり、昭和 41 年の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行以来、静岡県においても計画的に整備を行い、交通事故を抑止してきた。

一方、交通安全施設の大量更新期を迎えている現在、静岡県内においても、老朽化を原因とする信号柱や道路標識の倒壊・傾斜事案等が散見されている。本来、国民を交通事故から守るための信号機等が、逆に県民の生命・財産を脅かす存在となれば、交通安全施設全体の信頼性を損なうことにもなりかねない。

そこで、今後の維持管理・更新等を着実に推進し、交通安全施設を持続可能なものとするために本計画を策定するものである。

(2) 位置付け

本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）を受けて策定された「警察庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」（令和 3 年 5 月）及び「第 2 期静岡県公共施設等総合管理計画」（令和 7 年 3 月）を踏まえ、交通安全施設の戦略的な維持管理・更新等を推進するため、静岡県警察管理に係る交通安全施設等の個別施設計画として策定するものである。

令和 4 年 3 月に令和 4 年度から令和 12 年度までを計画期間として策定した個別施設計画を見直し、改めて令和 7 年度から令和 12 年度までを計画期間として個別施設計画を策定することとした。

2 計画の概要

(1) 対象施設

静岡県警察が管理する全ての交通安全施設

信号機	道路標識（大型）	横断歩道
		
車両感知器	光ビーコン	交通情報板
		

【主な交通安全施設のストック数（令和7年3月末現在）】

区 分	種 別	数 量	単 位	備 考
信号機	信号制御機	6,768	基	交差点数とは異なる
	信号柱	26,001	本	管制端末専用柱含む
	信号灯器	82,660	灯	車両用・歩行者用の合計
道路標識	路側式道路標識柱	214,642	本	
	大型標識柱	7,619	本	
道路標示	横断歩道	40,831	本	
管制端末	車両感知器	5,305	基	
	光ビーコン	1,314	基	
	交通情報板	88	基	

(2) 計画期間

令和7年度から令和12年度までの6年間

3 対象施設の現状（個別施設の状態等）

(1) 更新基準から見た老朽化の状況

交通網の発展とともに増加してきた交通安全施設は、現在、大量更新期を迎えているが、更新整備が追い付いていないため、維持管理している多くの交通安全施設が更新基準の目安を超過している。

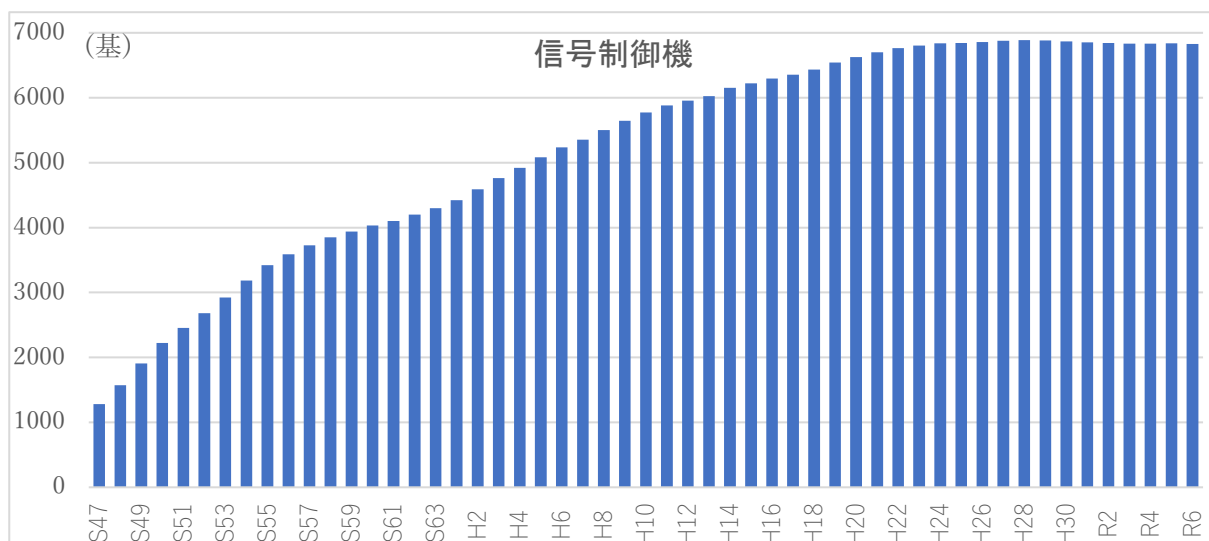
【主な交通安全施設のストック数（令和7年3月末現在）】

区 分	更新基準の目安	数 量	うち目安超過	目安超過率
信号制御機	19 年	6,768 基	1,021 基	15.1%
信号柱	50 年／42 年	26,001 本	11,331 本	43.6%
信号灯器（電球）	15 年	29,745 灯	—	—
信号灯器（LED）	19 年	52,915 灯	約 4,600 灯	8.7%
路側式道路標識柱	20 年	214,642 本	約 138,000 本	64.2%
大型標識柱	30 年	7,619 本	5,323 本	69.9%
車両感知器	19 年	5,305 基	3,273 基	61.7%
光ビーコン	19 年	1,314 基	698 基	53.1%
交通情報板	19 年	88 基	57 基	64.8%
交通流監視カメラ	19 年	58 台	30 台	51.7%

※1 信号灯器（電球）は、全てLED化への更新対象

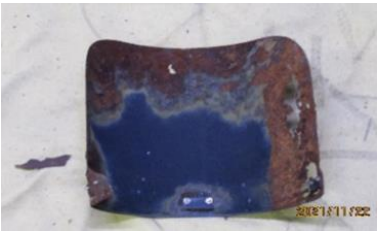
※2 信号灯器（LED）等の目安超過数は概数

【信号制御機のストック数の推移】



(2) 老朽化した交通安全施設による障害の発生等

県下では、令和6年度中に老朽化した信号柱の倒壊が2件発生するなど、交通安全施設の老朽化に起因した県民の生命・財産を脅かす事案が発生している。

信号制御機		
		
信号柱		
		
信号灯器		
		

(3) 対象施設の点検・更新状況

信号機、道路標識及び管制端末は、保守業者による定期点検を年に1回実施（大型反射式道路標識は2年に1回実施）しており、点検結果に基づき補修等を実施している。

また、障害が発生した際には、夜間・休日に関わらず、警察官が現場臨場するとともに、保守業者による応急措置等を実施している。

4 対象施設の課題

(1) 交通安全施設の老朽化

現在、交通安全施設の大量更新期を迎えており、更新基準の目安を超過した交通安全施設の更新整備が追い付いていない状況にある。

【主な交通安全施設の更新目安超過数見込み】

区 分	年間更新ペース	令和 6 年度末		令和 12 年度末		令和 22 年度末	
		超過数	割合	超過数	割合	超過数	割合
信号制御機	100 基/年	1,021 基	15.1%	2,214 基	32.7%	4,480 基	66.2%
	200 基/年	1,021 基	15.1%	1,614 基	23.8%	2,880 基	42.6%
	300 基/年	1,021 基	15.1%	1,014 基	15.0%	1,280 基	18.9%
	400 基/年	1,021 基	15.1%	414 基	6.1%	0 基	0.0%
信号柱	50 本/年	11,331 本	43.6%	13,332 本	51.3%	16,895 本	65.0%
	250 本/年	11,331 本	43.6%	12,132 本	46.7%	13,695 本	52.7%
	400 本/年	11,331 本	43.6%	11,232 本	43.2%	11,295 本	43.4%
	500 本/年	11,331 本	43.6%	10,632 本	40.9%	9,695 本	37.3%

※ 交通安全施設（信号制御機 6,768 基、信号柱 26,001 本）の新設・廃止を行わず、古い交通安全施設から順に更新を行うと仮定した場合

(2) 信号灯器のLED化

製造メーカーによる信号機用電球の生産が令和 9 年度に終了するところ、令和 6 年度末時点で信号灯器全体の約 36%にあたる車両用灯器約 1 万 5 千灯、歩行者用灯器約 1 万 5 千灯の電球式信号灯器がそれぞれ残っている。

5 対策の優先順位の考え方

信号制御機は、更新の目安となる 19 年を超過すると故障のリスクが高くなり、信号機の滅灯等の障害が発生した場合、交通の安全と円滑に大きな影響を及ぼすことから、他の施設に優先して更新することとする。

また、信号機用電球の生産が令和 9 年度に終了することから、令和 10 年度末までに信号機のLED化を完了させる必要がある。

さらに、令和 6 年中には信号柱の倒壊事案が 2 件発生するなど、信号柱、大型標識柱等の老朽化は深刻な状況となっていることから、的確に更新を行う必要がある。

6 対策内容と実施時期

(1) 計画的な維持管理・更新等の実施

信号制御機にあつては、更新の目安となる 19 年を超えたものから、計画的な更新を実施し、信号灯器、信号柱、大型標識柱等にあつては、設置環境や負荷によって劣化の進行が大きく異なることから、引き続き定期的な点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に実施するとともに、計画的な更新を実施する。

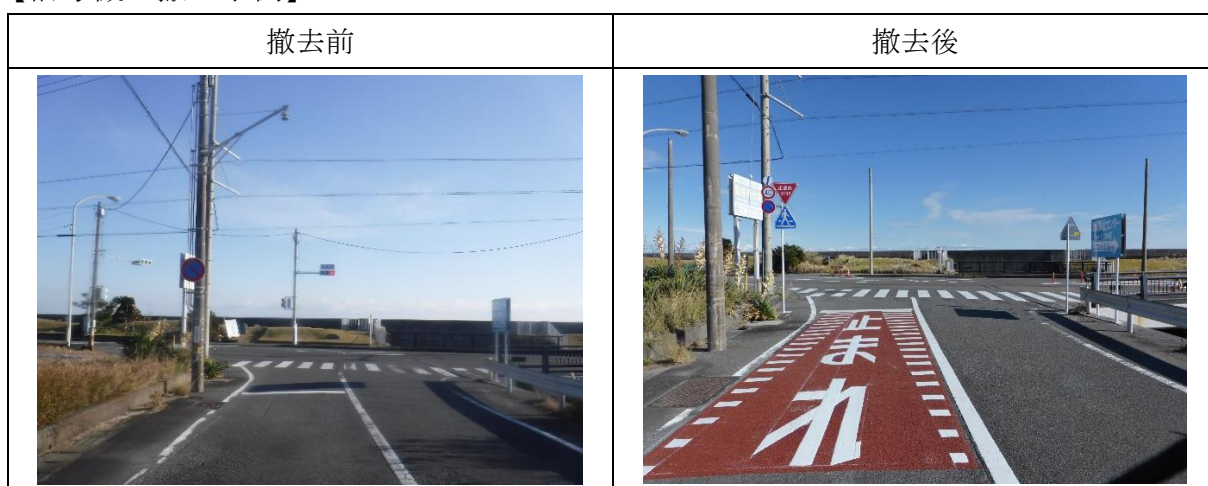
(2) 交通安全施設総量の最適化

将来にわたって必要な交通安全施設を整備し、適切な維持管理・更新等を継続するため、以下の取組等により、交通安全施設の総量を抑制する。

ア 信号機関係

- ◇ 信号交差点の主道路の交通量が著しく減少した場合や小中学校、病院等の施設の閉鎖や移転で信号機の必要性が低下し、他の対策により代替が可能な場合は、信号機の撤去を検討する。
- ◇ ラウンドアバウトや二段階式横断歩道等の信号機によらない交通制御を積極的に検討する。
- ◇ 同一進路に設置された 2 つ以上の車両用信号灯器について、灯器の LED 化や道路改良等で灯器の視認性が向上した場合は、車両用信号灯器の削減を推進する。
- ◇ 感応式信号や通信で遠隔制御する管制信号等は、交通実態に応じて見直しを行い、車両感知器等の付加装置や通信費を要しない一般信号への変更を検討する。

【信号機の撤去事例】



イ 標識標示関係

- ◇ 道路標識等の維持管理に要する費用を合理化する観点から、同一内容の道路標識が重複して設置されている等、過剰と認められる場合は撤去を検討する。

- ◇ 更新が必要な大型標識柱は、原則として路側式道路標識柱への変更を推進する。
- ◇ 以下の交通規制は解除を検討し、道路標識及び道路標示の撤去を推進する。
 - ・ 道路幅員が狭小であり、法定の駐車禁止場所に該当する道路の駐車禁止規制
 - ・ 道路が単路であり物理的に高速度による走行ができない道路の最高速度規制
 - ・ 道路の優先関係が明らかであり交通量が多くない交差点の一時停止規制

(3) コストの縮減・予算の平準化

限られた予算を効果的かつ効率的に活用するため、工事の全体及び地域毎の事業量の多寡に応じた適切な工事の集約化並びに早期発注による競争性の確保、交通安全施設維持にかかるランニングコストの削減等、あらゆる角度から維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減させたいと、予算の平準化を図ることとする。

7 対策費用

交通安全施設を更新目安の年数で平準化して更新した場合、年間の対策費用は以下のとおり。ただし、本計画により予算が確定されるものではなく、対策費用については随時見直しを行い、最適な維持管理に努めていくこととする。

区 分	数 量	更新 目安	年間必要 事業数	単価 (千円)	対策費用 (千円)
信号制御機	6,768 基	19 年	356 基	1,700	605,200
信号柱	26,001 本	50 年	520 本	1,200	624,000
信号灯器	82,660 灯	19 年	4,350 灯	—	995,910
車両用灯器	44,297 灯	19 年	2,331 灯	280	652,680
歩行者用灯器	38,363 灯	19 年	2,019 灯	170	343,230
路側式道路標識柱	214,642 本	20 年	10,732 本	100	1,073,200
大型標識柱	7,619 本	30 年	254 本	810	205,740
車両感知器	5,305 基	19 年	279 基	620	172,980
光ビーコン	1,314 基	19 年	69 基	1,000	69,000
交通情報板	88 基	19 年	5 基	26,500	132,500
交通流監視カメラ	58 台	19 年	3 台	3,900	11,700

※1 単価については、概算単価

※2 対策費用は、年間必要事業数×単価で算出したもの